

石川地区(和久地区、王子平地区、新屋敷地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	石川地区(新屋敷、和久、王子平地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	170ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	143ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	64.78ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29.93ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.67ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28.26ha
(備考)基盤整備実施予定地区	

2 対象地区の課題

<p>石川地区(新屋敷、和久、王子平地区)の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が29.93ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が28.26haであり、同地区では基盤整備を行う意向があることから一定の農地集積・集約の方針を立てられる状況にあるが、地区内に存在する基盤整備対象外の農地については後継者の確保ができておらず、農地の引き受け手を確保する必要がある。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①若い担い手が不足している。</p> <p>②基盤整備対象地区では、担い手の育成・選定を行う必要がある。</p> <p>③基盤整備の対象とならない地区では、地区に農地を貸したい人はいるが、借りたい人はいないことから、農地の受け手を確保する必要がある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>石川地区(新屋敷、和久、王子平地区)の農地利用は、基盤整備対象地区(字原、字宝殿前、字下ノ内)については、中心経営体である認定農業者8名(うち法人1法人)及び集落営農組織1件、その他今後基盤整備に向けた話し合いの中で定められる農業者が担っていく。</p> <p>また、基盤整備対象の対象とならない地区については、担い手がいないため入作の誘導や集落営農組織を立ち上げを検討する。</p> <p>なお、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	19経営体		66.2 ha		94.46 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・後継者及び新規就農者確保のための取組方針

若い担い手が不足していることから、王子平営農改善組合の中に機械班のようなものを作り、若い農家にオペレーターのみを依頼し負担を減らすことで、地区にかかわりやすくなるような環境を整備し、長く続く担い手育成のための仕組みを作る。

・基盤整備への取組方針

地域の農業者の作付け意向を確認し、中心経営体へ集積していく。また、中心経営体となった農業者に対しては認定農業者になることを呼びかけ、地域全体で計画的な営農を行うことができるような体制を構築する。

・集落営農組織の活用に向けた取組

王子平営農改善組合のような集落営農組織を和久地区、新屋敷地区でも組織できないか検討する。また、各地区における組織が困難な場合には、王子平営農改善組合の範囲を拡大し、外楨営農改善組合とし、賛同者だけが加入するようにすることで、新屋敷・和久のような営農改善組合を組織することが困難な地区の人でも集落営農組合へ加入できるような仕組みを構築する。

なお、今後の取り組みとして、地域の農地の受け手となる法人の設立を目指し、地域内での同意形成や意見集約を行う。